

ASDO名誉会員ガイドライン

定款第5条第1項（4）その他の会員は細則で定める

細則第3条第1項（2）名誉会員

「過去において、会に対し特に功労のあった者等で、正会員の推薦による個人」

名誉会員推薦のガイドライン

細則に掲げる特に功労のあった者等の要件は、次に掲げるいずれかに該当し、
3名以上の正会員が推薦する者について理事会の承認を得たうえで決定する。

[要 件]

- ① ASDOの創設、又は発展に多大な功績があった者
- ② ASDOの活動に関し、特別な貢献を為した者
- ③ ASDO会長及び監事を務めた者
- ④ その他、特別に推薦する必要があると認められる者